

新上五島町 統計調査員登録制度募集要領

新上五島町においては、国勢調査などの指定統計調査（町が調査員を任命又は推薦する統計調査）等に従事する統計調査員候補者を事前に登録し、統計調査員が必要となる統計調査の実施に際し、登録調査員の中から優先して調査員への依頼を行う「新上五島町統計調査員登録制度」を平成21年11月1日より実施しています。

つきましては、統計調査の円滑な実施と調査員の確保の為、広く町民の皆様より、調査員候補者として登録を希望される方を下記要領にて募集します。

記

☆応募の要件

- 新上五島町に居住し、健康で体力に自信のある方
- 登録申請時の年齢が満20歳以上75歳未満の方
- 秘密の保持に関して責任を持てる方
- 次のいずれかに該当しないもの
 - 1) 国税徴収法第2条第11号に規定する徴収職員及び地方税法第1条第1項第3号に規定する徴税吏員
 - 2) 警察法第34条第1項及び第55条第1項に規定する警察官

【注意事項】

- 登録されていても、調査員定数などにより依頼できない場合がありますのであらかじめご了承ください。
- 本登録は、町が調査員を任命又は推薦する統計調査のみ対象となりますので、県、国において直接統計調査員を任命する統計調査については対象外です。

☆応募方法

- 応募用紙「新上五島町統計調査員登録制度登録申請書」に必要事項をご記入のうえ、総合政策課までお申し込み下さい。
 - ※直接持参のほか郵送・メール・FAXでの提出も可能です。（直接持参の場合は各支所においても受け付けます。）
 - ※応募用紙は、町の公式サイトからもダウンロードできます。

☆その他

- 送付先及び制度に関する問い合わせ先

〒857-4495

長崎県南松浦郡新上五島町青方郷1585-1

新上五島町役場 総合政策課 地域づくり班

TEL：0959（53）1113（直通）

FAX：0959（53）1100

メール：seisaku@town.shinkamigoto.nagasaki.jp